

農林水産省料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾要領

制定	平成 22 年 10 月 13 日付	22 総合第 209 号
改正	平成 24 年 8 月 23 日付	24 食産第 2525 号
改正	平成 27 年 10 月 1 日付	27 食産第 2379 号
改正	平成 29 年 4 月 3 日付	28 食産第 5941 号
改正	令和 2 年 4 月 1 日付	元食産第 5720 号
改正	令和 7 年 4 月 1 日付	6 新食第 3104 号

第 1 趣旨

この要領は、農林水産省が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 61 条第 1 項の規定により著作者から著作権を譲り受けた「料理人顕彰制度ロゴマーク」（以下「マーク」という。）の同法第 63 条の規定による利用の許諾（以下「利用許諾」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 マークの目的

マークは、我が国農林水産業・農山漁村及び食品産業の発展を図るために創設された農林水産省料理人顕彰制度（以下「顕彰制度」という。）を周知するとともに、受賞した料理人の関係する商品・サービスに掲示することを通じ当該料理人のステータス向上を目的として定めるものとする。

第 3 図柄等

- (1) マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、料理マスターズ・ロゴデザインマニュアルのとおりとする。
- (2) マークの利用許諾を受けた者及び第 6 の届出を行った者（以下「利用者」という。）は、マークをみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。
- (3) マーク本体に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。

第 4 利用許諾の申請及び許諾

- (1) マークの利用許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「様式 1」により農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長（以下「外食・食文化課長」という。）宛に申請しなければならない。
- (2) 外食・食文化課長は内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請について、「様式 2」の「料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾証」を申請者に発行する。
- (3) 外食・食文化課長は、マークの利用申請及び利用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとし、また利用者が、この要領に違反した場合には、利用許諾の取消し及び是正のための措置をとることができる。

第 5 マーク利用の報告

マーク利用の報告については、様式 3 により、申請した利用期間終了後概ね 1 か月以内に外食・食文化課長宛に報告しなければならない。

第6 利用許諾の申請の除外

受賞者及び顕彰制度の趣旨に賛同し支援する団体（料理マスターズ倶楽部）（以下、「受賞者等」という。）が、マークの目的に沿った利用を行う場合には、利用許諾の申請の手続を省略することができる。ただし、利用に当たり、利用する日の10日前までに、「様式4」により外食・食文化課長宛に届出なければならない。

第7 マークの表示条件

利用者は、次に掲げるものにマークを表示することができる。

- (1) 受賞者等が経営又は所属する飲食店等の店頭又は当該飲食店等の広報資材
- (2) 受賞者等が販売する商品若しくは共同開発することによって発売する商品又は当該商品の容器箱若しくは当該商品をまとめて収容する容器箱又は当該商品の広報資材
- (3) 顕彰制度の周知のために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材
- (4) 利用者（利用者が団体等である場合にはその関係者を含む。）の名刺
- (5) (1) から (4) 以外のもので、受賞者が料理マスターズの称号を得た者であることを、利用者が広報するための資材

第8 マークの利用料

マークの利用に係る対価は徴収しないものとする。

第9 利用者の義務

- (1) 利用者は、関係法規を遵守するとともに、マークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 利用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに外食・食文化課長に通知するものとする。
- (3) 利用者は、第三者との係争、審判、訴訟等について農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課と協力して対処し、具体的措置の方法等についてはその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は利用者が負担するものとする。
- (4) 利用者は、利用するマークを付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。
- (5) 利用者は、外食・食文化課長から要請がある場合は、マークの利用実態の報告又はマークを利用した商品等の提出を行わなければならない。

第10 マークの適正利用

外食・食文化課長は、マークを表示する者がこの要領を遵守せずに、不正に利用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- (1) 警告
- (2) 利用許諾の取消し
- (3) 社名公表
- (4) 訴訟

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1：第4（1）関係）

料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾申請書

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長 殿

申請者（所在地）
（名 称）
（代表者）

料理人顕彰制度ロゴマークの利用に当たり、農林水産省料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾要領第4の（1）に基づき、下記のとおり利用許諾を申請します。

記

1. マークを使用するもの（該当箇所にチェック☒する）
☐店頭 ☐商品の包装資材 ☐ポスター ☐チラシ ☐パンフレット ☐広告 ☐名刺
☐その他（ ）
2. マーク、マークシール等の印刷予定数
（1）印刷アイテム予定数：（ ）個
（2）総印刷予定数（個）数：（ ）（個）枚
（3）マークの大きさ：タテ（ ）mm×ヨコ（ ）mm、タテ（ ）mm×ヨコ（ ）mm
3. 使用地域又は店舗名等
（地域名又は店舗名等： ）
4. 業態（該当箇所にチェック☒する）
☐農林水産物生産者 ☐農業協同組合 ☐食品卸売業 ☐食品小売業 ☐食品製造業
☐食品製造・小売業 ☐商社 ☐外食産業
☐その他（ ）
5. 使用期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
6. 問合せ先
（1）部署名：
（2）ご担当者名：
（3）TEL：
（4）E-mail：

※添付書類

- ・マークを添付する媒体

※留意事項

- ・利用許諾申請書及び添付書類は、電子メールで提出するものとする。
- ・同一店舗等の複数名の名刺にマークの印刷を行う場合は、同一店舗等の構成員1名が代表して申請を行うものとする。

(様式2：第4（2）関係）

料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾証

番 号

令和 年 月 日

申請者 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長

令和 年 月 日付けの料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾申請について、本通知により許諾する。

なお、申請した利用期間終了後概ね1か月以内に、利用報告を様式3により提出されたい。

(様式3：第5関係)

料理人顕彰制度ロゴマーク利用報告書

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長 殿

申請者 (所在地)
(名 称)
(役職・代表者)

令和 年 月 日に許諾された農林水産省料理人顕彰制度ロゴマークの利用について下記のとおり報告します。

記

1. マークを使用したもの

名称 ()

種類 (該当箇所をチェック☒する)

(☐店頭 ☐商品の包装資材 ☐ポスター ☐チラシ ☐パンフレット
☐広告 ☐名刺 ☐その他 ())

2. マーク、マークシール等の印刷数

(1) 印刷アイテム数: () 個

(2) 総印刷数(個)数: () (個) 枚

(3) マークの大きさ: タテ()mm×ヨコ()mm、タテ()mm×ヨコ()mm

3. 使用地域・店舗名等

(地域名・店舗名等:)

4. 業態 (該当箇所をチェック☒する)

☐農林水産物生産者 ☐農業協同組合 ☐食品卸売業 ☐食品小売業
☐食品製造業 ☐食品製造・小売業 ☐商社 ☐外食産業
☐その他 ()

5. 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

※添付書類

1. マークを掲載した媒体
2. その他必要な添付書類

※留意事項

- ・申請した利用期間終了後、概ね1か月以内に利用についての報告を行うものとする。
- ・利用報告書及び添付書類は、電子メールで提出するものとする。

(様式4：第6関係)

料理人顕彰制度ロゴマーク利用届出書

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課長 殿

申請者 (所在地)
(名 称)
(役職・代表者)

料理人顕彰制度ロゴマークの利用に当たり、農林水産省料理人顕彰制度ロゴマーク利用許諾要領第6に基づき、下記のとおり利用することを届け出ます。

記

1. マークを使用するもの

名称 ()

種類 (該当箇所をチェック☒する)

(☐店頭 ☐商品の包装資材 ☐ポスター ☐チラシ ☐パンフレット
☐広告 ☐名刺 ☐その他 ())

2. マーク、マークシール等の印刷予定数

(1) 印刷アイテム予定数: () 個

(2) 総印刷予定数(個)数: () (個) 枚

(3) マークの大きさ: タテ()mm×ヨコ()mm、タテ()mm×ヨコ()mm

3. 使用地域・店舗名等

(地域名・店舗名等:)

4. 業態 (該当箇所をチェック☒する)

☐農林水産物生産者 ☐農業協同組合 ☐食品卸売業 ☐食品小売業
☐食品製造業 ☐食品製造・小売業 ☐商社 ☐外食産業
☐その他 ()

5. 使用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

※添付書類

1. マークを掲載する媒体
2. その他必要な添付書類

※留意事項

- ・利用届出書及び添付書類は、利用する日の10日前までに、電子メールで提出するものとする。